

# 御神札・御守、お正月飾りをお納めの方へお願い

亀山八幡宮では2～3ヶ月に1回**古神符焼納祭**を執り行っています。旧年の御神札・御守、お正月飾りなどをお納めの方は焼納初穂料を添えて、**開門時間(午前6時～午後7時)内**に社務所へお持ちいただき、神社職員へお預け下さい。

## お納めできないもの

- ①本・雑誌・冊子・家計簿・カレンダー・ポスター・チラシ・宝くじなどの刊行物(神社・お寺・その他宗教関係が出版している社報・本・チラシなどを含む)
- ②手紙・年賀状・日記・写真・財布・衣類(故人の物品も含む)
- ③仏壇・仏具・<sup>じゅず</sup>数珠など神社神道関係以外のもの
- ④人形・ぬいぐるみ・人形のケース・ビン・ガラス・電化製品・金属類  
陶器類(えと土鈴・神具を除く)
- ⑤鏡もち・ダイダイ・みかんなどの食品、鏡もちのケースや箱、プラスチック製のみかん・半紙など
- ⑥しめ飾りにつけた飾り(ダイダイ・みかんを含む)
- ⑦門松の針金・花・土、インテリアとしての門松などの小物や置物・花(仏壇に供えたものを含む)

【これらの中でどうしてももの場合はご相談下さい】

※御守・縁起物の解体はせず、そのままお持ち下さい。

※お断りした品物については、ご家庭・会社等で処分して下さい。(ご心配の方は、お祓いをお受けになるか、お塩で清めたのち処分して下さい。)

**紙袋・レジ袋・ビニール袋・包装用紙(新聞紙・広告紙・半紙など)は  
お持ち帰り願います**

亀山八幡宮社務所 ☎083(231)1323